

## 愛知県建築設計業務等委託契約約款 新旧対照表

【新】	【旧】
<p style="text-align: right; color: red; margin-bottom: 10px;"><u>令和3年4月1日一部改正</u></p> <p>第1条～第49条 略</p> <p style="margin-left: 20px;">(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 第31条第2項(第33条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>第51条～第55条 略</p>	<p style="text-align: right; color: red; margin-bottom: 10px;"><u>令和2年12月25日一部改正</u></p> <p>第1条～第49条 略</p> <p style="margin-left: 20px;">(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 第31条第2項(第33条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、年<u>2.6</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>第51条～第55条 略</p>